平成２２年（フ）第５６４号
静岡市清水区追分３丁目３番12号
破産者　坂本　憲司
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６０号
静岡県浜松市東区笠井新田町1314番地の15
破産者　柳本　年光
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
静岡県浜松市東区中里町692番地の２　リバティーⅠ105、前住所熊本県菊池市泗水町吉富3188番地１　伸勢寮
破産者　平松　佑司
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４６３号
京都府宇治市宇治妙楽17番地の６、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡中村37番地の１　パデシオン宇治木幡Ⅲ番館108号
破産者　中川　勇人
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６４号
京都府宇治市宇治妙楽17番地の６、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡中村37番地の１　パデシオン宇治木幡Ⅲ番館108号
破産者　中川　仁美
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１４号
京都府宇治市伊勢田町砂田113番地の20
破産者　伊藤　克巳
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
京都府亀岡市下矢田町東法楽寺54番地87
破産者　加藤あつ子
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
広島県江田島市江田島町小用３丁目12番10号
破産者　松田　信行
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８４号
広島県呉市焼山中央１丁目13番６－301号
破産者　大地　弥枝（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第９１号
広島県呉市倉橋町3625番地
破産者　吉本　　勝
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１３号
長崎県諫早市川内町498番地１
破産者　金山大樹こと　呉　　大樹
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４号
長崎県大村市鬼橋町1058番地２、申立時の住所長崎県諫早市幸町43番14号　コーポ近松２号
破産者　田渕　達也
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
熊本市城南町塚原733番地
破産者　大川　誠治
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３９号
宮崎市大字赤江1079番地５　ベルレージュ宮崎Ⅲ401号
破産者　松浦　公代（旧姓伊與田）
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第５６１号
北海道札幌市東区北18条東13丁目１－10ＬＥＳＰＡＣＥ北18条Ａ－102
破産者　千代川拓男
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１４号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目630番地９
破産者　深澤　武夫
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５１９号
群馬県前橋市荒牧町936－１　レオパレスあらまき204号室、住民票上の住所群馬県高崎市棟高町1928番地119
破産者　関口　百花
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５０号
千葉市稲毛区あやめ台１番11棟103号
破産者　秋庭　美重
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３４号
千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の124
破産者　松崎　典子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０６号
千葉県船橋市本町７丁目14番７号
破産者　畑中　容子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５５号
千葉県市原市能満1867番地132
破産者　遠藤　静一
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係